

令和7年度 第2回赤穂市使用料手数料等審議会 会議録

- 1 日 時 令和7年8月21日（木）
午後4時25分から午後5時55分まで
- 2 場 所 赤穂市役所6階大会議室
- 3 出席者
 - (1) 委 員 吉岡 哲、家根次代、山根一正、横山直美、金井貴子、
後藤知子、西垣洋明、堀井隆一郎、尾崎加奈
(欠席) 小林洋介
 - (2) 諮問に係る (副市長) 溝田康人
担 当 所 管 (市民部長) 松本久典 (美化センター所長) 澁谷 晃
(建設部長) 坂本良広 (公園街路課長) 笠原裕之
(産業振興部長) 関山善文 (商工課長) 宍戸崇起
(教育次長・管理担当) 中田宗伯 (生涯学習課長) 万代充彦
(スポーツ推進課長) 岸本年正
 - (3) 事務局 (総務部長) 明石一成 (財政課長) 萬代 新
(行政課長) 山本桂士 (行政係長) 田中宏樹
(行政係主事) 山田詩織
- 4 会議の概要
 - (1) 開会
 - (2) 使用料改定素案について
 - (3) その他
- 5 会議録

事務局 それでは、定刻前ではございますが、本日もご予約の方々がおそろい
ですので、ただ今から、令和7年度第2回赤穂市使用料手数料等審議
会を開会いたします。

本日、進行を務めます総務部行政課の山本です。どうぞよろしくお
願いいたします。着座にて進めさせていただきます。

はじめに、本審議会の成立についてご報告いたします。本日、所用
のため、小林委員より欠席される旨の連絡を受けております。

については、委員数10名のうち、本日の出席者は9名で、過半数に

達しておりますので、赤穂市使用料手数料等審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会が成立することをご報告いたします。

また、本審議会につきましては、原則公開の取扱いとしておりますので、傍聴を認めることといたします。

本日、傍聴の申入れが2名の方からございましたので、入室していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

事務局 事務連絡になりますが、先日送付いたしました第1回審議会の会議録につきましては、特にご意見等はございませんでしたので、発言者の個人名を伏せた状態にして、市ホームページに公開させていただきます。

続きまして、本日の会議資料を確認させていただきます。

事前に配付しておりました「会議次第」、両面印刷1枚ものの「使用料見直しの考え方について」、ホチキス止めの資料2部「令和7年度使用料改定素案」、「令和7年度使用料改定素案（参考資料）」。

あと、本日机上に配付しております「審議会委員名簿」、「座席表」。

それから、前回の審議会でお配りしました「令和7年度赤穂市使用料手数料等審議会（参考資料）」。

以上、本日の会議資料としましては計7種類になりますが、事前に配付いたしました「審議会委員名簿」につきましては、誤りがございましたので、本日机上に配付しております資料の方に差替えをお願いいたします。配付漏れ等はないでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、会長からご挨拶をいただきます。

会長 本日は大変お忙しい中、第2回赤穂市使用料手数料等審議会にご出席賜りまして誠にありがとうございます。

本日は次第にもありますように、使用料改定素案についてご協議いただくことになっております。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきますとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。次に、今回から出席する職員もおりますので、改めて諮問に係る担当所管の職員を紹介します。

(諮問担当所管職員 自己紹介)

事務局 それでは、ここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

会長 それでは早速ですが、議事を進めてまいりたいと思います。次第２、使用料改定素案について説明をお願いいたします。

事務局 それでは、各施設の使用料改定素案の説明の前に、今回の見直しの考え方についてご説明いたします。

事前にお配りしております、Ａ４版の両面１枚ものの資料「使用料見直しの考え方について」をご覧ください。

市施設の使用料につきましては、平成２１年４月に一部見直して以来、据え置いてまいりました。しかしながら、施設の大半は、建設から３０年ないし４０年以上が経過し、毎年、施設設備の維持管理・更新に多額の費用を要しており、また、昨今の電気料金や燃料費等の高騰から、これら費用は更に増嵩しております。そのため、施設の利用者と利用されない方との立場を考慮すると、権衡を失っており、「市民負担の公平性」を確保する必要性が生じております。

今回の見直しに当たりましては、電気や燃料を多用し、その価格高騰の影響を特に受けている施設等に限定して、利用者への影響に配慮しつつ、適切な負担を求めるため、施設ごとに維持管理経費の増嵩状況を勘案したり、近隣市町、類似施設との比較検討等を行い、次に掲げます使用の類型に分け、別冊の改定素案として取りまとめました。

それでは、各施設における使用料の改定素案につきまして、それぞれ担当職員から。

委員Ａ すみません。一つ建て付けのところで質問していいですか。

事務局 会長、よろしいですか。

会長 どうぞ。

委員Ａ これは多分、後の資料の基本的な姿勢を示したテキストだと思うんですけども、まず１番で、これまでの物価上昇を加味した改定案としているってなっていますけれども、今どんどん物価が上がっている中で、過去の分だけ見て案を作っても、これではスタートから赤字が約束された料金案、料金体系になるんじゃないかということを感じてい

ます。

健康増進の観点から、スポーツ系に関しては、据置きとなっておりますけれども、元々がすごく安い。例えば1万円のものが10%上がったら1,000円上がりますけれども、100円のものが10%上がっても10円ですよ。150円とかそういうものを据え置くというのが本当にいいことなのかっていうのが、読んでいてすごく疑問に感じたところです。それなりに上げてもいいのではないかと。

逆に、10回使ってくれたら1回ただにするとか、別のやり方もあるんじゃないかなと。余りにここはちょっと安易な姿勢かなと。

それと、下の方も含めて、近隣市町との均衡という言葉が何回も出てきます。ですけれども、近隣の設備も同じように赤字で苦しんでいるんじゃないかと容易に想像されるわけですね。それをにらんでどうするんだろうと。赤穂は赤穂で、財政を考えてこうです。これでは何ていうか、近隣市区町村とのチキンレースになっているんですね。一種の料金チキンレース。それがいいことなんだろうかというふうに、この最初の基本姿勢のところでしたので、ちょっとこういうのは、今すぐにご回答はできないかと思えますけれども、どこかで聞かせていただきたいなというふうに思います。

事務局 続けさせていただいてよろしいでしょうか。

会長 どうぞ。

事務局 それでは、各施設における使用料の改定素案につきまして、それぞれ担当職員から、資料の順に説明をさせていただきます。

担当職員 失礼します。教育委員会生涯学習課です。文化会館について説明いたします。

まず、使用料改定素案（参考資料）の2ページをお願いします。

文化会館使用料の見直し調書でございます。調書上段の大きい段、現行という欄をご覧ください。文化会館は、平成4年5月の開館時に全ての料金を設定し、その後、経費高騰により、平成10年に8%、平成18年に10%と二度の一律値上げを行い、現在に至っております。

次に、その下、改正案の欄をご覧ください。

今回の改定につきましては、前回7月の審議会でお示ししました社会全体の物価上昇率が11.6%であること、また、文化会館の管理

経費も、燃料費、光熱水費の高騰の影響から13.1%増加していることに対応するためのものであります。

そのため、受益者負担の観点では、それらの上昇率と同等分の一律値上げを実施したいところではございますが、一方におきましては、文化会館は公の施設で、文化活動の拠点としての役割を果たしておりますので、市民の文化芸術と触れ合う機会を確保することなどを考慮いたしますと、極力値上げ幅を抑えることとして、前回と同様の10%増にとどめたいと考えております。

また、参考といたしまして、兵庫県立のスポーツ施設、文化施設など60余りについては、物価上昇を理由に、令和7年4月から一律10%の値上げを実施しておりますので、その点も参考として今回検討いたしました次第であります。

次に3ページをお願いします。令和5年度、6年度の収支状況についてであります。

これは、指定管理者である赤穂市文化とみどり財団の決算を基に、文化会館の直接経費について掲記しております。

まず、下段の支出の部をお願いします。主な経費は、財団職員の人件費と、電気代を主とする光熱水費と、保守管理のための委託料であります。昨今の人件費、電気代の高騰のため上昇傾向にあり、6年度では合計1億2,464万757円で、前年より6%増という状況であります。

次に、上段の収入の部ですが、指定管理料と施設使用料の合計によって、総支出を賄う形になっております。つまり、支出合計と使用料との差引き額が指定管理料ということになり、その額を市が負担しているということでございます。

使用料は、コロナ禍で大きく落ち込んだ後、徐々に回復傾向で、前年より7%増加しておりますが、一方で、電気代などの管理経費の増額がそれを上回るマイナス要因となり、結果として市が負担する指定管理料は、令和6年度では前年比5%増の9,708万6,172円となっており、年々増加している状況にあります。よって、このたび料金を検討するということになっております。

次に、使用料改定素案の2ページをお願いします。

文化会館の使用料について、現行料金を左側に、改定案の料金を右側に記載しております。

改定金額につきましては、説明いたしましたとおり、それぞれ一律10%の増額にて算出しております。一部齟齬が生じる箇所については100円単位で端数処理を行っております。

最後になりますが、文化会館におきましては、開館当時より料金の減免制度は行っておりませんが、その代わりといたしまして、市民の文化振興のため、市民団体が発表会や演奏会を実施する際には、会場使用料と同額を助成金として交付する制度、いわゆる「会場費の持ち出しなし」となる制度があります。令和6年度におきましては、15団体、約200万円の制度活用がありまして、市としましても、これにより市民の文化活動を支援しております。

今後、仮に値上げいたしました場合におきましても、この制度活用により、市民団体は実質無料で文化会館を使用していただけのため、値上げによる市民への影響は限定的なものになると考えております。以上で文化会館についての説明を終わります。

担当職員 続きまして、市民総合体育館使用料について、説明させていただきます。使用料改定素案の3ページをご覧ください。

まず、左側、現行使用料につきましては、平成18年4月1日からの料金となっております。使用料につきましては、アの専用使用料とイの個人使用料に分かれております。専用使用料につきましては、主に大会や一定規模での練習などで、団体が当該施設を貸し切って利用する場合の料金となっております。

今回の改定案では、まず専用使用料について、物価上昇に鑑み10%の改定を行いたいものであり、右側の欄に、その改定使用料の金額をお示しさせていただいております。

次に、中段から下ですけれども、イの個人使用料につきましては、市民の健康増進の観点等から利用者への負担を考慮して、今回は据え置くこととしたいというものであります。

なお、欄外の米印にありますように、市内料金の適用範囲につきましては、これを見直し、東備西播定住自立圏域以外の市町居住者に係る市内居住者のみなし規定は、廃止したいものであります。具体的に申しますと、現在の市内居住者のみなし規定では、姫路市、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町、上郡町及び備前市の範囲を市内料金扱いとしておりますけれども、これを上郡町及び備前市と改めたいものです。

続きまして、参考資料の4ページをご覧ください。今回の使用料改定に係る調書であります。

まず、前回の改定時の平成18年度と令和5年度の管理運営に係る人件費や物件費などの管理経費から原価計算により求めた使用料の上昇率は13.4%の増となりました。また、単純に総務省統計局のデ

一タによる平成18年度以降の物価上昇率から算定した改定率は11.6%の増となっております。結論としましては、両者を勘案しつつ利用者への負担を考慮し、改定率を一律10%としたものがあります。

なお、個人の使用料につきましては、先ほど申し上げましたとおり、据置きとする一方、市内料金の適用範囲を見直すことで、受益者負担の適正化を図りたいものであります。

次に8ページをお願いいたします。市民総合体育館及び城南緑地運動施設の収支決算資料であります。

本施設につきましては、令和4年度から令和8年度までの5か年契約により指定管理者による管理運営を委託しているものであります。

全体の決算規模につきましては、掲記のとおり令和5年度においては1億5,406万1,765円、令和6年度においては1億5,696万7,942円であります。

収入の部について、上から2項目、施設使用料の欄がございますけれども、こちらが今回の使用料改定の諮問を行っている各条例に定める使用料で、指定管理者の収入として収受させているものでございます。4ページの市民総合体育館及び5ページから7ページにかけての城南緑地運動施設のそれぞれの調書の上段にある年度の収入額の合計となっております。

また、支出の部におきましては、両施設の合計として、それぞれの項目により決算額を記載しておりますので、ご参考くださいますようお願いいたします。以上でございます。

担当職員 続きまして、公園街路課所管の城南緑地運動施設の野球場、陸上競技場、テニスコートについてであります。

参考資料の5ページをご覧ください。まず、城南緑地運動施設の団体使用料の見直しについてでございます。

改定案としましては、前回改定時の平成18年度と令和5年度の管理運営に係る人件費や物件費などの管理経費から原価計算により求めた使用料の改定率は4.7%増となります。また、総務省統計局のデータによる平成18年度以降の物価上昇率から算出した改定率は11.6%増となります。結論としましては、両案を勘案した結果、利用者の負担軽減を踏まえ、改定率を一律10%としたものであります。

次に6ページをご覧ください。

個人使用料につきましては、使用料単価、利用状況、また、健康増

進の観点から利用者への影響にも配慮しまして、据置きとしております。

続いて、次ページの設備使用料につきましても考え方は同じで、団体使用料と同等に一律10%増の改定率としております。

続きまして、参考資料9ページ、海浜スポーツセンター使用料でございます。

海浜スポーツセンターにつきましては、平成27年度に開設しまして、開設当初から民間の指定管理者により運営をしている施設でございます。

改定の考え方ですが、開設当初、建設費用、また、想定する管理経費を算出し、使用料を設定する案もありましたが、最終的に近隣の類似施設であります光都サッカー場の使用料を参考に設定したものであります。

よって、今回の見直し額としましては、開設以降の物価上昇率、また、人件費、物件費などの変動を勘案しまして、10%を現使用料に乗じた額といたしております。説明は以上です。

担当職員 続きまして、商工課所管の加里屋まちづくり会館の説明をさせていただきます。

まず、使用料改定素案の6ページをお開きください。

加里屋まちづくり会館については、使用できる部屋が4部屋、使用できる時間帯が午前、午後、夜間の3区分ございますが、最も広い多目的室1の改定率は20%、多目的室2は300%、2階の会議室は100%として改定素案を挙げさせていただきました。

続いて、参考資料11ページの使用料見直し調書をご覧ください。

上段の現行の利用料金の考え方は、電気料金1時間当たりの単価について、多目的室1は500円、その他の部屋は50円として、各時間帯ごとに時間数を掛け合わせて単価を算出しておりました。

今回の改定案としては、これまでの電気代のみで算定する考え方を改めまして、人件費と物件費の合計を基に、総面積と年間使用可能時間で除して、1㎡当たりの単価を5,58円とし、部屋ごとの面積に応じた1時間当たりの単価を算出いたしました。その結果、表の下段になりますが、多目的室1については、面積98.71㎡を掛け合わせて、1時間当たりの単価を600円とし、各時間帯ごとの時間数を掛け合わせて、利用料金を午前1,800円、午後2,400円、夜間2,400円と設定したいものでございます。

多目的室2に関しては、元々、会議室1、2と同じ分類で算出して

おりましたが、面積に応じた単価設定としたため、15.62㎡の会議室1と17.99㎡の会議室2の単価が1時間当たり100円であるのに対して、31.18㎡の多目的室2の単価が200円ということで、面積の影響で、時間帯ごとの利用料金に違いが生じております。

なお、改定後の1㎡当たりの単価5.58円は、県内の同じような人口規模の自治体の類似施設の平均単価5.77円と比較しても、突出して高い金額ではございません。県下自治体の類似施設と比較しても安価で、実際に利用者の方からも、現行単価は安価であるとの意見を頂戴している状況からも、今回のタイミングで適正な利用料金への見直しを検討したいものでございます。以上です。

担当職員

続きまして、葬儀施設使用料でございます。

使用料改定素案の7ページ、それと、参考資料では14ページ以降をよろしくをお願いします。

項目としましては、2番、施設とサービスの一体使用でございます。

この項目に係ります使用料の改定案におきましては、本市の市民でない場合、現行は、本市市民の2倍の使用料でございますが、諸物価の高騰及び近隣市町の料金設定の状況を鑑みまして、改定後は基本的に本市市民の3倍の使用料という案を提示させていただいております。

改定素案(1)の葬儀施設使用料でございますが、参考資料の14ページの方を中心にご覧いただきたいと思います。

祭壇及び飾付具の使用につきましては、大祭壇、中祭壇、神式祭壇とございますが、本市市民の場合、全ての祭壇において据置きとさせていただいております。これにつきましては14ページの下の方、改正案欄の1にございますように、現行の使用料は、近隣市町の使用料と比較しまして、同等若しくは若干の安価となっておりますが、困窮者対策等も含む葬祭サービスの性質を考慮して、据置きとしたいものでございます。

続きまして、その下の火葬の執行についてでございます。

大人につきましては、現行の8,000円を1万2,000円に、子供につきましては4,000円を6,000円に、死胎児につきましては2,000円を3,000円にといった案でございます。本市の市民でない場合は、先ほど申し上げたとおりでございます。14ページの改正案欄の2ですけれども、現行使用料は近隣市町の使用料と比較して安価であるため、燃料費や光熱費などの高騰を考慮して改定したいものでございます。

次に、死体預かりについてでございます。

こちらにつきましても、据置きとさせていただきます。

改正案欄の3、死体預かりについての説明がありますが、現行使用料は、近隣市町の使用料と比較して、同等若しくは若干安価となっておりますが、こちらにも葬祭サービスの性質を考慮して、据置きとしたいものでございます。

続いて、霊きゅう車の使用についてでございます。

こちらについては、市長が別に定める額となっております。ちなみに、現行では1万7,800円であります。改正案欄の4にございますように、近隣市町の使用料と比較して若干高額なのですが、維持管理費を要し、また、頻度の低い使用実績等を踏まえて廃棄を検討していることから、据置きとしたいところでございます。市長が別に定める額ということでございますが、このような趣旨で今後定めてまいりたいと考えております。

次に、棺箱の支給についてでございます。

これにつきましても、市長が別に定めるということになっておりまして、実費相当額での支給となっております。毎年、年度末に次年度分について、見積り比較を行い、その結果で決定しており、4月1日に告示といった形をとっております。改正案欄の5でございますけれども、これまでと同様に支給額を実費相当額で決定したいと考えております。こちらは、実費相当額ということで、市内市外同額とさせていただきます。

続きまして、15ページをお願いします。産汚物の焼却料についてでございます。

こちらにつきましても、改正案欄の1にございますように、近隣市町の使用料と比較して平均よりも安価であるため、燃料費や光熱費の高騰を考慮して改定したいものでございます。

続きまして、参考資料の16ページでございます。こちらには動物の焼却料でございます。

こちらにつきましても、現行にはございません「収骨のあり・なし」という新たな区分を設けさせていただきます。

まず、「収骨あり」ですが、これが新設という形になります。本市の市民の場合5,000円、本市市民でない場合1万5,000円とさせていただきますということでございます。そして、「収骨なし」の場合は据置きとさせていただきます。本市の市民でない場合は、現行は本市市民の2倍ですが、改定案では先ほど申し上げましたとおり、3倍とさせていただきます。

16ページの改正案欄の1にございますように、市民の使用者のうち約5割、また、市外からの使用者のうち約8割が収骨を希望されております。収骨をする場合には、他の動物と併せての混焼ができず、個別個別での焼却となりますので、負担増となっており、新たに「収骨あり」の使用料を設定したいものであります。

なお、県下で収骨ができる市町は、本市以外に6市1町ありまして、その料金区分については、「収骨あり・なし」に分けて設定されております。

「収骨なし」での本市現行使用料は、近隣市町の使用料と比較して同等額若しくは若干安価になってはいますが、愛玩動物の看取りを行う飼い主の方の心情の配慮を伴うサービスの性質と受益者負担を考慮して、市民の使用料については、据置きとしたいものでございます。説明は以上でございます。

会長 ただ今、使用料の改定素案について対象施設の一通りの説明がございましたが、質疑については、「使用料見直しの考え方について」の、使用の類型に沿って進めさせていただきます。それでは1番、建物施設の使用料のうち、(1)文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設及び海浜スポーツセンターについて、ご意見、ご質問等ございましたら挙手をお願いします。

委員B 単純な質問で申し訳ないんですが、市民総合体育館と城南緑地公園に関する収支決算資料の中で、光熱水費は5年度は5,400万円ぐらい、6年度は4,400万円ぐらいで下がっているように見えるんですけども、これは何か理由があるんですか。

担当職員 光熱水費は、実際には水道代がかなり影響しているんですけども、令和5年度は漏水等がありましたので、著しく光熱水費が上がっている状態になっています。おおむね令和6年度の水準というのが、今の状況としては妥当なものかと思っておりますけれども、ただ当初の計画よりはかなり物価高の影響を受けている状況です。

委員A 指定管理料、例えば、市民総合体育館だったら7,400万円とか、文化会館であれば9,700万円というのは市から出ているわけですよね。

担当職員 はい、そうです。

委員 A 葬祭施設っていうのはエッセンシャルなものなので、同列には論じられないというような気がするんですが、他の施設を合わせていくと市から毎年 2 億円ぐらい出ているということですよ。1 億 9, 330 万円かな。そういう理解でよろしいですか。

担当職員 現在、諮問させていただいている施設につきましては、そのとおりです。

委員 A 冒頭に言ってしまって申し訳なかったんですが、今回の改定案で血が止まると思えないし、少し減るかなっていうような案で本当に良しとされているのかすごく疑問に思いまして、そこは今すぐ答えが出ないでしょうけれども、どこかで答えをいただきたいのと、前回質問させていただいて、金額は分かるんですけども、利用者数っていうのは全然分からない。それを次回の資料か何かで教えていただければなと思います。結局、こういう箱物、グラウンドとかも箱物に近いんでしょうけれども、何回転して何人入ったかということです。会長もおっしゃっておられましたが、料金を上げると利用者数が下がるというマッチポンプなことも考えられる中で、利用者数が全然出てこない。これをどうしていくんだというのも知りたいなということでお願いしたいと思います。

あと、先ほど申し上げた近隣市区町村との均衡ということもありますけれども、近隣市区町村の各施設の赤字黒字というのは調べられたんでしょうか。それに基づいて金額、にらみ合わせたんでしょうか。

担当職員 まず、利用者状況についてですけれども、前回 7 月の審議会資料の 6 ページ以降に各施設の利用者数、過去 6 年間分を掲載させていただいております。

委員 A 稼働率っていうのは、どうなのかなと。前回、そもそも稼働率どれぐらいなのかなというのが分からないなということを申し上げたと思うんですが。

文化会館の日数とか件数とかあるんですけども、各コマとかどうなっているのかなと、この前言ったと思います。前回の質問とずれたことを言ったのは申し訳なく思います。ある程度のグロスになってしまっているの。

それともう一つ、十何%上がっているのは、端数を切って 10%の

改定とかいう声が多かったと思うのですが、そしたら今回、17年間料金改定がずっとなかったわけですね。今後、例えば市としては、3年おきに必ずやるとか。そういう議論はあるのかなあというのも疑問に思いました。そうでないと、非常に失礼な言い方になってしまいますけれども、若干弱腰な改定案なんですね。それでまた5年、10年そのままになってしまったら、また同じことを繰り返すんじゃないかっていう疑問がすごくあって。必ず3年に一度は見直しますとか、そういうのがあれば、多少切り捨てた値上げ案でも仕方ないのかなと思います。そういうのは全然ここには出てこないの、すごく聞いていて、どうなんだろうと。何かそういう議論があるのかないのかも含めてお示しいただければなというふうに思うんですけれども。

委員C 私も似たような考えなんですけれども、今回、個人の料金には手をつけないということなんですけれども、陸上競技場の個人の一般150円、学生さん70円というのは、今の時代に安すぎるんじゃないかなと思います。おっしゃるように何年かに1回改定されるんだったら、その見直しをどこかでされるのがいいかなと思うんですけれども、また何十年も先になるんだったら安いのはいいんですけれども、ちょっと安すぎるのではないかなと思います。見直す機会が何年かに1回、定期的にあるんだったらそのときに見直したらいいかなと思うんですけれども、このままだったら、ちょっと置いてかれるんじゃないかという感じがします。

それと、参考資料の5ページですが、テニスコート1面につき現行が700円で、改定案も700円になっているんですけれども、これは改定案でしょうか、それとも、ミスプリなんのでしょうか。1割増しにもなっていないんですけれども。

会長 一律10%の増額にはなっていないというご質問だと思うんですけれども。

担当職員 確認します。

委員D 前回ちょっと発言ができなかったものですから、幾らかしっかり見て、なかなか隅々まで見るのは難しかったんですけれども、見る中で、光熱費分ということが最初に出たと思うんで、そのことが今回十分反映できているのかなというのが1番素朴な疑問ではあるんです。

まず1点目はこれで、2点目は、10%とか据置きということで、

これも熟考の上提案されて資料が出たんだと思うんですけども、別の言い方をすると、今のこの数字で、仮に10%の人が利用されなくてもこれで上手くいけるという、そういう見方っていうのもできるのかなと。これちょっと、間違っているかもしれないですけども、そういう捉え方も必要で、さっき言ったように、現状を維持するため、むしろ、マイナス11%とか13%という数字を見ると、逆にそれよりも低く設定されているような気もして、やはり今はいいけれど、まずマイナススタートじゃないかなというふうに捉えることができるのかなというふうに思いました。数字を見てすぐ分かるような見識を持っているわけではないんですけども、そんなことも感じたので、光熱水費の反映がこれで十分なのかとか、さっき言ったように10%という、これ先ほど出ましたけれども、マイナススタートで大丈夫なのかということが素朴な疑問ですので、よろしくお願いします。

委員E 文化会館の空調関係は、別に使用料、基本使用料の3割増しでもらうということになっているんですけども、基本使用料が「午前・午後」だったら、午前、午後それぞれ使うよりも料金が少なくなっているし、「午後・夜間」も1時間分少なくなっている。全体では2時間分の料金をもらえていないような形になっているんですが、それはたくさん使ったらサービスで安くしているのかなと、かつてに解釈したところがあるんですけども、そうなったら長く使えば使うほど電気代が少なくしかもらえないという形になるので、電気代を上げるために今回見直しをしているんだったら、10%上げるのは上げるで良しとしても、何か別に基本使用料の3割増しをもらうっていう文言とか、電気料金だけの加算分は何か違う文言で上げてもいいのかなと思いました。一律10%に上げている状態で、本当に電気代が賄えるのかなと思ひまして、なので、そのコメントのところに、空調の関係は「基本使用料の3割増しでもらいますよ」と書いている文言のところをちょっと変えとかしたらどうなのかなと思ひました。

城南緑地運動施設と海浜スポーツセンターを見比べたときに、海浜スポーツセンターは1時間ごとの使用料になっているんですが、城南緑地運動施設は「午前」「午後」での使用料になっているんです。野球場とかは、今、結構立派になっているんじゃないかなと個人的に思うんです。点数表とか付ける所がすごく整備されて良くなっているので、原価から4%しか上がっていないという話だったんですけども、それを整備したときの料金とかが含まれていないのではないかなと。なので、もう少し上げてもいいんじゃないかなと思います。もう少し

というか、10%にとどめる意味がないのかなと。1番新しくできた海浜スポーツセンターが、光都のサッカー場の使用料金を参考に算出されてあるんですけども、野球場もこれ並みに考えてもいいのかもしれないなど。陸上競技場は観戦する所が芝生なので何とも言えないんですけども、野球場だけはちょっと値上げしても、十分使用者があるのかなと思います。

会長 それでは最初の文化会館から。

担当職員 文化会館ですけれども、午前が3時間、午後が4時間という形で設定しておりますけれども、時間ごとの単価にしたら、ほぼ同額で設定しているかと思っています。それに空調費3割を上乗せするという形で、基本料金が10%上がったらその分空調費もそれに比例して上がっていくという形で、今のところは考えておりました。

委員E 午前、午後、夜間はそれぞれで設定されていると思うんですけども、午前プラス午後、午後プラス夜間、全日が若干、1時間ずつ減っていたり、2時間減っていたりしているんです。長く使えば使うほど電気代が要るのに、電気代をもらう部分が少なくなるのではないかなと。長く使うからサービスで安い単価にしているんですって言われればそれはそれでいいんですけども。なので、電気代の部分がこういうふうになるっていう意味では、ちょっと考えたらいいかないかなということです。

担当職員 「午前・午後」につきましては、どうしても休憩時間という形で1時間控除させて計算させてもらっています。全日でしたら休憩時間1時間、1時間で、合計2時間差し引かせてもらったような計算をさせていただいております。

委員E この部分ではなくって、基本料金の3割増しの文言のところで、「午前、午後とか夜間とかで利用するときには、電気料金は何割か増していただきます」というような文言が入ったら、ちょっと補えるんじゃないかなと。なので、また考えていただければと思います。

委員A 文化会館の練習室1，300円とか、例えば、午前9時から12時まで3時間使ってこの値段なんですよ。

担当職員 はい、そうです。

委員 A 街中のボロボロのスタジオでも、もう少し取りますよね。だから、そういう世間相場と乖離しているような部分を考えないと。ほかの所もそうなんですけれども、安けりゃいいっていうもんじゃなくて、世間の相場というのがあって、それに何掛けが正しいのか分からないですけれども、ちょっとそういう意味では、何ていうか、あまり安すぎるまま、それを10%掛けただけじゃ何もならないのかなというふうに、これは全体的に思います。そういう世間相場とかの勘案はされているんですか。例えば文化会館のリハーサル室、練習室って、ヤマハとかカワイとか、あるいは街のスタジオとか、いろいろなところがやっていますけれども、料金とかをにらみ合わせて設定されているんでしょうか。本当に、今までに10%掛けているようにしか見えないんですけれども。失礼な言い方で申し訳ないんですが、どうでしょう。

担当職員 その他の民間施設との比較というのはしておりません。その代わり、近隣市町の施設と比較しており、近隣施設よりは今現状においても安いわけではございません。

委員 A ただ、さっきも言いましたように近隣施設も値上げしてないんじゃないかという状況ではないかっていうのもありますよね。そういうことも勘案しての比較にはあまり思えなくて、ちょっとそこら辺はもう少し、しっかりした案が必要ではないかなと。これらの施設を20年後なくすんですと。潰すんですと。そういうシナリオがあって、だからある程度でいいんですって言うんでしたら納得はできますけれども、これから本当に市の施設として、ちゃんと育てていくんだ、使っていくんだっていうことであれば、もう少し費用面というのをきっちり出さないと、先ほど委員Dさんもおっしゃいましたが、これでは改定したってスタートの時から赤ですよ。何年かに1回見直すにしても、何年かの間に赤字幅がどんどん広がるだけのプランですよ。建て付けとして。それでいいのかなというか、本当に安けりゃいいっていうものじゃないと思うんです。やはり応分の負担ということを、利用者の受益者負担ということをおっしゃられるのであれば、もう少し世間の相場とか、そういうものを加味した料金案でないとなったらやっぱりいかなというふうに私は感じているんですけれども。今すぐに答えられないことばかり言って本当に申し訳ないと思うんですけれども、ちょっとやっぱりほかの施設も含めてね。

担当職員 施設全般に関係することなんですけれども、やはり公共の施設でありますので、民間の施設のように掛かった経費を全てペイするために価格設定をする、もっと言えば、そこに利潤も入ってくるんですけれども、やはり公共の施設ですので、投じた経費のどのぐらいの負担割合をもって価格を設定するのかっていうのは、どこの施設についても同じです。その中でやはり市民のために安価にっていうのが、公共の役割でもありますので、その辺りの比較をするために、先ほど来、各所管から説明させていただいているように、近隣施設との比較というのを一つの指標とさせていただいているというのが基本的な考え方になっておりますので、ご理解いただければと思います。

会長 各委員の意見から安すぎるということで、どれぐらい運営経費にプラスアルファになるかというところが明確にならないと、なかなか分からないのかなということで、今回の改定でどれぐらい収入がプラスになる見込みがあるのか、その辺が少し見えてくると、利用者数が分からないので見込みにしかならないんだと思うんですけれども、その辺りを含めた上で10%であればおそらく収入としてはこれぐらい増えるであろうとかいうのが出てくれば多少分かるのではないかなと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。全体としてでも結構ですけれども。

委員 E 文化会館の説明の中で、令和7年度に県も一律10%値上げしますということ言われていたと思うんですけれども、赤穂市は17年間見直しがなかった、消費税分しか見直しがなかったという話を前していたと思うんですけれども、県は何年前に見直しをして、今回10%値上げをしているのでしょうか。

担当職員 県につきましては、平成5年以降の値上げ幅という形で算出しております。

委員 F 聞き逃したんですけれども、消費税が上がったときには消費税分は増額されていらっしゃるんですか。

担当職員 していません。

委員 F やはり10%では少ないんじゃないかなと。消費税分8%から

10%に上がった段階の分は、やはり必要なのではないかと思います。ですから、経費の方も物価上昇分11.6%で10%以上上がっているのは消費税分も加味してということではないかと思うので、大体の案を全て10%で計算されていますけれども、消費税分も加味しないといけないのではないかなというのが私の意見です。

担当職員 平均消費者物価指数11.6%増という形ですけれども、それにつきましては消費税も含まれた算出となっておりますので、消費税増分も含まれているということになります。

委員F ですから、10%では少ないというか、やはり11%以上は上げないといけないのではないかというふうに思うんですけれども。

委員A 赤字をなくそうと言っているのに、始めから赤字ですか。

事務局 全般的な話なんですけれども、料金の設定には公費負担割合という考え方がございまして、それぞれ対象施設が日常生活に不可欠な施設であるかどうかとか、あと民間による提供が難しい施設かどうかとか、そういったサービスの性質や公共性の強弱によって、受益者が負担する部分と、市・公費で負担する部分との割合を設定するという大原則がございます。

今回挙げさせていただく施設の中で、加里屋まちづくり会館、ここはちょっと特殊な施設でありますので、比較的公共性が低い施設というふうな考えで、料金としては公費4割、受益者6割というベースで料金設定の方を考えておりまして、それ以外の施設については比較的公共性が高い施設ということで、当初から公費7割、受益者3割というベースで料金設定をさせていただいております。この公費負担割合が今崩れてきており、実際、受益者3割というところが受益者2割ぐらいになって、公費が8割というような状況に崩れてきておりますので、今回この10%上げることによって、それを元に戻すというような考え方で、今回10%増という料金設定の考え方をさせていただいているということもございます。

会長 その辺りも踏まえまして、いかがでしょうか。おおむね安すぎるという意見が多いように思いますけれども、市としては今回は10%の改定としてという理解になると思うんですけれども、その先に今後3年、5年先で、もう一度見直しを行うのか、それを踏まえた上で、

段階的な引上げをするのかということクリアにしていいただければ、もう少し審議がしやすいのかなというのが委員の意見としてあると思いますが、そういった解釈でよろしいでしょうか。それを踏まえまして上で今回出していただいた原案、改定案としてお認めいただくか、若しくは修正が求められるかということになりますが、いかがでしょうか。

今後の見通しはまだ立っていないんですかね。3年後、5年後がどうなるかということに関しては、この場で委員にお示しいただけるようなお考えというのは今のところはないと。

事務局 あくまで今回の改定素案につきましては、現行料金の設定時から現在までの物価上昇率により設定しております。当然、今後の物価動向を見込むことは困難でありますので、加味しておりませんが、今後の物価動向次第によっては更に見直しが必要になるかも知れませんけれども、現時点では未定ということで、今の段階までの料金設定とさせていただきます。

会長 なかなか納得できることばかりではないとは思いますが、市の方は現状でこのまま進められるということで理解をしましたが、今回に関しましては原案のとおりでよろしいかという決議を採りたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員G 文化会館とか建物もちろんそうですけれども、城南緑地とかテニスコートとか、修理するような所はないんですか。もう順調で、どこも修理する箇所はないんですか。

赤穂市のそういう施設の中で、もしそういうふうなことがあれば、この10%だけじゃ、多分、駄目だと思いますしね。そういう修理をする所はないんですか。

担当職員 施設につきましては、投資的経費という形で修理、改修を加えていくことを継続的に行っております。

委員G 城南緑地でも芝生とか道路が陥没したとかそういうふうな所はないんですか。全て順調に使用できるわけですね。

担当職員 施設全般での話ということになりますけれども、当然、市民総合体育館、城南緑地にしても、市民総合体育館であれば、建設から40年

経過しておりますので、長寿命化の工事ということで、大規模な設備の入替え等、かなりの金額を投じて工事しているところがあります。文化会館とかも同じようになります。先ほどおっしゃられたように、この金額を料金の方に転嫁するという、そういうやり方もあるんですけども、それをしますと当然10%では収まらず、30%とか40%とか、すごい金額になってきますので、そこは考え方としてどうなのかというところもあります。ただ現在のところは、運営経費について物価高の影響を受けて今の原価の状況ですので、まずはここの部分について、先ほど言ったとおり公平性のバランスを取るということで、そういうところに着目した改定ということで理解いただきたいと思います。

委員G でも、本当に消費税が下がることも一切ないし、物価の電気代も上がっていますので、10%では厳しいと思います。

委員A しつこくて申し訳ないんですけども、受益者負担の公費である程度持たなくちゃならないというのは理解はできるんですよ。それでもやっぱり安すぎるっていうのが多分、私だけではなく委員が何となく肌感覚で感じていると思います。でも何かもう10%ありきで資料ができていて、どうでしょう、どうでしょうと言われても、何となくすっきり腹落ちしないっていうのは、正直なところですよ。もっと細かい見直しがされたのかなっていうのが、もう言い出すときりがないんですけども、例えばプールの使用料の子供料金が大人の3分の1とかね。電車賃でも半額の時代、何でも半額の時代に、例えば3分の1で妥当なんだろうとかね。そういうもっとやっぱり、何ていうか本当に何とかしようというようなものではなくて、何となく10%ありきで作っている資料なんで、なかなかこれで進めてよろしいでしょうかと言われると、何かすっきりしないというのが感想なんです。多分、大分今日はいろいろ発言出たと思うんですけども、みんなそう思っていると思うんですけども、10%で追いつくわけじゃないじゃないかっていう。なのに、何か市の方から示されているのは10%ありきの資料。その金額を少しはやっぱりちょっと市の方でも埋める努力が必要なんじゃないでしょうか。あと一つ質問、公費7割、受益者3割ってこれは決まりなんですか。

事務局 当初の料金設定をこのベースで行っております。

委員 A 別に決まりではないんですよね。

事務局 それぞれの施設で、どこの市もそういう公共性の割合に応じて料金設定をしておりますので。

委員 A 公費 7 割、受益者 3 割というのは、何かそのポリシーとして絶対守らねばならんもんなんじゃないかな。

事務局 それぞれの施設によって性質が違ってくるとは思うんですけども、施設ごとに、公益性の強弱によって設定して、料金を見直すという。

委員 A だから、それはもう絶対、神聖にして侵すべからずの割合なんですか。要は、例えば 7 割 3 割を 65% の 35% とかにしちゃ駄目なのかなとか。

事務局 ある程度、基準というものを持って料金設定をしないと、基準がなくなるとどうしてもぶれてしまいますので、今現在、7 割 3 割が 2 割 8 割とずれてきており、それを修正するという意味での見直しでもありますので、ただ単に 10% で見直したという考え方ではないです。

委員 A それならば、やはりこの案でいったときにそれが本当に 7 割 3 割になったのかという検証は、どう、誰がまたどこでするのかっていうのが気掛かりです。

事務局 今後、それが崩れてくるようなことがあれば、見直す必要があるというふうには考えております。

委員 A 了解しました。

会長 なかなか落としどころが見えないところではあるんですけども、希望としては今回これで進めるとしても、1 年後、2 年後に見直しをしながら、どうしていくかというのをやっていただきたいというのがこちらの意見としてあるかなと思います。ただ、今後大幅な見直し等は少し難しいというのがあると思いますので、今回はこの改定案としていただいて、翌年以降の見直しに期待をするといいますか、もう一度その辺りは時間を掛けて詰めていただくことが必要になるのではないかなと考えますが、そういったことでよろしいでしょうか。

それでは、改めますけれども、文化会館、市民総合体育館、城南緑地運動施設及び海浜スポーツセンターについては、原案のとおりということで改定素案とさせていただきますでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。
それ以外につきましても意見が出ておりましたけれども、続きまして、(2)の加里屋まちづくり会館についてご意見がございましたらお願いします。

委員H 参考資料13ページのまちづくり会館にエレベーターがあったっていうことを初めて知りまして、これって必要なんでしょうか。

担当職員 まちづくり会館には2つの機能がございまして、まちづくり会館の貸館機能と田町自治会の自治会館を併せ持っています。
エレベーターの方は、主にまちづくり会館というよりも、自治会の高齢の方が2階の部屋に上がるのによく使われているという状況です。

委員H そのために設置してあると。一般の方は使っていないということですかね。何回か伺いましたけれども、場所はどこにありましたか。

担当職員 玄関から入ると、階段のちょうど裏手になるので、多目的な大きな部屋の右手にございます。足の不自由な方とかが、2階の会議室を使われるときに使われています。

委員H これは、まちづくり会館は公のものじゃなくて、自治会のためのものですか。

担当職員 自治会のためだけではないです。まちづくり会館を使われる方でも、2階に上がるのが困難な方はいらっしゃるので、会館として整備をしています。現実としては、自治会の集会所が2階にあるので、そちらの方がよく使われているという状況です

委員H その委託料は市が支払うんですね。

担当職員 そうです。利用者の方も使われてますし、共通の施設になります。

会長 ほかは、いかがでしょうか。

 それでは、加里屋まちづくり会館については原案のとおり改定案とさせていただきますことよろしいでしょうか。

 （異議なし）

会長 ありがとうございます。

 続きまして、2番、施設とサービスの一体使用の葬儀施設、産汚物焼却、動物焼却について、ご意見がありましたらお願いします。こちらに関しましては、本市以外が3倍ということです。祭壇等の貸出しが実績としてなかったように記憶しているんですけども、値段変えてもあまり変わらないように思うんですが、いかがでしょうか。

委員D 事前の資料を見させてもらって、近隣と見比べてみて思ったんですが、やはり赤穂市の設定は低いんじゃないかと思いました。6市1町と出ていたので、他の市からのそういうニーズが高いのに赤穂市がそういう意味では応えられているのかなといういい意味もあるのかなと思いました。

 それこそ、ペットを飼っている方のニーズがだんだん高くなってきて、ちゃんと見たいということでやはり手間暇掛かるっていう。

 最初の光熱費に戻るんですけども、やはりそれで十分いけているのかなと思うと、この部分というのは、しっかり利用されている方には申し訳ないけれども、やはりまだ上げてもいいのかなと、自分はそういうふうに感じました。ほかの方の意見は分かりませんが。料金設定的には多分抑えられた上で上げているんですけども、まだ低いのかなと思ったんです。ここの部分については、おそらく今後、もっとニーズが増えると思うんです。ですから、改定する時期も小刻みで、もう少し柔軟に対応ができるような、ここだけじゃないですけども、必要かなというふうに思いました。

委員E 私も同じで、動物の焼却について、「収骨あり」の別料金を設けられたのはいいことだと思うんですが、もう少し値段を上げてもいいのかなと思います。今回「収骨なし」は据置きで3,500円とそのままになっているんですけども、それを4,000円に上げ、「収骨あり」は6,000円で、たまにハムスターとか、かわいらしい動物

のときがあるので、動物の大きさによって段階を付けてもいいのかなと思ったりしました。「収骨あり」を別に設けられたのは、いいことだなと思います。

担当職員 金額についてですが、近隣では、なかなか実例がないんですけれども、実例があるところを参考にしたというところと、おっしゃられた小さな動物についてですが、葬祭に関してはデリケートなものであり、大きかろうが小さかろうがというところもあると考えておりますので、体重や大きさでいうところは今のところ考えておりません。

会長 こちらにつきましても、定例的に見直していくという考えでよろしいでしょうか。

担当職員 葬祭関係については、近隣と足並みを合わせる場所もございます。といいますのが、同じ圏域という考え方もございますので、近隣で料金がかかなり上がったというような場合がございましたら、その時に見直しを図りたいというふうに考えております。

会長 近隣で赤穂市が先陣になるということは、あまりないということですか。ほかが先に上げられるとか、その辺りがよく分からないですけども。

担当職員 その辺につきましては、近隣で協議会を持っておりまして、その間で情報交換しながら検討していく形をとらせていただきたいと思います。

会長 大体一緒に上げられるということですか。

担当職員 もちろん市によっては突飛なところもあるかと思いますが、情報共有しながら検討していきたいと思っております。

委員A そういう協議会は定期的に行われているんですか。

担当職員 コロナの関係で、今は開催ができていない状況です。ただ、情報交換という形はとらせていただいております。

委員D 前回いただいた資料の方の、それこそ本当デリケートな話ではある

んですけども、大人の件数にも迫るぐらいの勢いが動物の方にはあって、今回収骨ということですから、やはりそれなりに骨をどうするかとか、いろいろご家庭であるんだと思うんです。

この資料だけ見ると、件数的には30年度より減っているんですけども、おそらくここはもう明らかに伸びるだろうと見えていると思うんです。

そう思うと、やはりさっきも言いましたように、また見直しを柔軟に対応していただくようなことを含んでいただいた方がいいんじゃないかなと思います。

委員A ほかの施設に関しても、そういう近隣市区町村の協議会が存在するんですか。ホールならホール、運動場なら運動場の、そういう料金についての協議会が存在しているのでしょうか。存在していれば、どれぐらいきっちりと開かれているのでしょうか。

担当職員 文化会館です。会館自体のそういった会議はありませんけれども、社会教育という括り全般としまして、県内の団体は少なくとも年1回は開催しているという状況であります。

担当職員 市民総合体育館につきましては、そういった協議会っていうのはございません。ただ、市民総合体育館も指定管理者制度を導入しているんですけども、こちらの方は完全公募制になっています。

ですので、民間企業の方が参入しての競争という形になりますので、そういうところで、参入してくる事業者さんについては、当然、県内県外含めて、いろんな施設を請け負っているということで、ノウハウを持たれている、また料金的なものについて持たれた上で参入してくるということで、そういうところの競争性を見ているということになります。

委員H 施設を見させてもらったら、葬儀施設だけ直営ですもんね。あとは指定管理、公募とかになっていますけれども、これって料金とかはどうですか。こちらから指定管理者として入ってもらっている人に、「こういう金額になりました」という感じでお伝えする感じなんですか。今言われたみたいにノウハウとかがある方が、「こういう料金設定はどうなんですか」とみたいな話し合いとかはないんですか。

担当職員 一般的に指定管理の施設につきましては、使用料は条例で定めてい

る使用料の範囲内で指定管理者が設定するという形になります。

ですから、体育館でいきますと、今回改定素案で出させていただいた料金の範囲内で指定管理者が設定するという形になります。これと自分たちの教室とか、いろいろと事業を行いますので、そういったものでやりくりをして運営をしているということになっております。

委員H こちらからこういう料金になりましたということだけをお伝えするのですか。

担当職員 はい、そうです。

会長 その他、いかがでしょうか。

それでは、葬儀施設等についての改定案について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。全ての施設の協議が終了しましたので、原案のと通りの使用料改定案として進めていただきたいと思います。
続いて、次第3のその他として何かございませんか。

事務局 ただ今、ご審議いただきました改定素案につきましては、この後、パブリックコメントの実施により、広く市民や利用者の皆様からご意見を伺いたいと考えております。

日程につきましては、今月26日（火）から9月25日（木）までの1か月間を予定しており、改定素案の公表につきましては、市のホームページに掲載するほか、市役所3階行政課行政係の窓口、市内公民館9か所、また、利用者の方も参加しやすいよう葬儀施設を除く見直し対象施設の方でも併せて公表したいと考えております。

なお、意見を提出できる方は、市内に在住、在勤、在学している人又は市内に事務所や事業所がある法人や団体といたします。

提出方法につきましては、書式は自由としますが、ご意見と住所、氏名、電話番号等、必要事項を記入の上、行政課行政係までご持参いただくか、郵送、ファックス、メールのいずれかの方法によるものといたします。

提出いただいたご意見の取扱いにつきましては、ご意見の概要と検討結果について、意見募集時の公表方法と同様の方法で公表させてい

ただき、本審議会には次回の会議で報告させていただく予定としております。以上、よろしくお願いいたします。

会長 ただ今の事務局の説明について、何かご質問はありませんか。

(質問なし)

会長 それでは、その他何かございませんか。

事務局 次回第3回の審議会は、パブリックコメントの締切りが9月25日ということでございまして、日程としましては10月10日(金)午後4時30分から、同じ開始時刻になるんですけれども、こちらの会場で開催したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

担当職員 先ほど質問がありましたテニスコートの午後が、増額になってないじゃないかという点ですが、「午前」「午後」の料金と、横にあります「午前・午後」の料金があります。今回、合計と合わそうということで、この700円につきましては、実際1割上がっておりませんが、「午前」500円、「午後」700円で、横にスライドしまして「午前・午後」の合計が1,200円ということで、合計を合わせているものでございます。

会長 それでは、パブリックコメントと次回を開催案内を併せてお願いしまして、本日の会議は終了いたします。お疲れ様でした。